

消費税課税取引の判定表

この判定表は、事業所得等の青色申告決算書等の科目ごとに、消費税の課税取引になるかどうかの、およその基準を示しています。実際の判定に当たっては、その内容をよく検討してください。

消費税課税取引判定表（営業等所得・不動産所得用）

科 目	課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）に ならないもの
売上（収入） 金額 (雑収入を含む)	△	<p>【非課税となるもの】 社会保険診療収入、商品券等の販売代金、 土地売却代金、受取利息、住宅家賃</p> <p>【消費税の対象とならないもの】 保険金、国外取引収入、対価性の ない補助金や助成金・給付金</p> <p>【免税となるもの】 輸出取引等収入</p>
売上原価	期首商品棚卸高	×
	仕入金額	△ (注) 土地購入代金、商品券等仕入代金、 運送保険料
	小計	/
	期末商品棚卸高	×
	差引原価	/
差引金額	租税公課	▽ 事業税、印紙税、固定資産税、自動車税、 同業者団体・商店会等の通常会費
	荷造運賃	△ 国際運賃
	水道光熱費	○
	旅費交通費	△ 海外渡航費・滞在費
	通信費	△ 国際通信・国際郵便料金
経費	広告宣伝費	△ プリペイドカード等の購入費
	接待交際費	△ 慶弔費・餞別などの現金支出、商品券・ ビール券・プリペイドカード等の購入費
	損害保険料	×
	修繕費	○
	消耗品費	○
費	減価償却費	×
		全て課税仕入れになりません。 (減価償却資産の購入代金は課税仕入れ)
	福利厚生費	▽ 健康保険料などの法定福利費、慶弔費 (慰安旅行費等は課税仕入れ)
	給料賃金	▽ 給料・賞与・退職金(通勤手当は課税仕入れ)
	外注工賃	○
差引金額	利子割引料	×
	地代家賃	△ 地代、住宅家賃
	貸倒金	×
		(注) 別途、貸倒れに係る税額控除の対象と なります。
	支払手数料	△ 登記・免許・特許等の法令に基づく行政 手数料
引当金等	雜費	△ 損害賠償金
	計	/
	差引金額	/
青色申告特別控除前の所得金額	貸倒引当金 緑戻し	×
	専従者給与	×
	貸倒引当金 緑入れ	×
青色申告特別控除額	青色申告特別 控除前の所得金額	/
	青色申告特別 控除額	×
所得金額	/	

注) 令和5年が免税事業者であった場合、
又は令和7年に免税事業者となる場合
には、消費税の調整額の計算が必要で
す(22ページ参照)。

判定表の記号の意味は、次のとおりです。

○……課税売上げ（仕入れ）になるもの

× 課税売上げ（仕入れ）にならないもの

△..... 大部分は課税売上げ（仕入れ）になるが、課税売上げ（仕入れ）にならないものもあるもの

消費稅課稅取引判定表（農業所得用）

科 目		課否	課税取引（課税売上げ・課税仕入れ）にならないもの
収入金額	販 売 金 額	△	【免税となるもの】 輸出取引等収入
	家事消費	○	
	事業消費	△	種苗等による事業消費
	雜 収 入	△	【非課税となるもの】 受取利息 【消費税の対象とならないもの】 保険金、対価性のない補助金や助成金・給付金
	小 計		
	農産物の棚卸高	期首	(注)
		期末	(注)
	計		
	租 稅 公 課	▽	印紙税、固定資産税、自動車税
	種 苗 費	△	自給分
経費	素 畜 費	△	自給分
	肥 料 費	△	自給分
	飼 料 費	△	自給分
	農 具 費	○	
	農 葉・衛 生 費	○	
	諸 材 料 費	○	
	修 繕 費	○	
	動 力 光 熱 費	○	
	作業用衣料費	○	
	農業共済掛金	×	全て課税仕入れになりません。
	減 価 償 却 費	×	全て課税仕入れになりません。 (減価償却資産の購入代金は課税仕入れ)
	荷造運賃手数料	△	国際運賃
	雇 人 費	▽	雇用労賃 (ただし雇人の賃費などは課税仕入れ)
	利 子 割 引 料	×	全て課税仕入れになりません。
	地 代・賃 借 料	△	地代
	土 地 改 良 費	▽	経常賦課金、 道路や用水路等に係る特別賦課金
	貸 倒 金	×	(注) 別途、貸倒れに係る税額控除の対象となります。
	雜 費	△	損害賠償金
	小 計		
差引金額	農産物以外の棚卸高	期首	(注)
		期末	(注)
	経 費 か ら 差 し 引 く 果 樹 牛 馬 等 の 育 成 費 用		未成熟の果樹等から生じた収入金額を育成費用から差し引いている場合は、課税売上高に加算してください。
	計		
	差 引 金 額		
引 当 金 等	貸 倒 引 当 金 緑 戻 し	×	
	専 従 者 給 与	×	
	貸 倒 引 当 金 緑 入 れ	×	
	青 色 申 告 特 別 控 除 前 の 所 得 金 額		
所 得 金 額	青 色 申 告 特 別 控 除 額	×	
	所 得 金 額		